

災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省山口河川国道事務所長 田村 桂一（以下、「甲」という。）が管理する山口河川国道事務所所管施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社〇〇コンサルタント 代表取締役 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域は、一級河川佐波川、島地川ダム及び一般国道（2号、9号、188号、190号及び191号）のうち別図－1に示す区域を原則とする。ただし、日本国内において大規模災害が発生した場合等、不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、活動区域等における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量、用地調査及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の活動区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受けるものを、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の指示は、山口河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。なお、指示者については活動を要請する書面に記載するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条に基づく活動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び活動人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面（第1報は電話で可）により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第11条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

（有効期限）

第12条 本協定の有効期限は、令和7年〇月1日から令和9年3月31日までとする。

2. 甲又は乙の一方からこの協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、解除を行うことができる。ただし、解除の意思表示は、解除を希望する日の2ヶ月前までに行うものとする。

3. 本協定期間の満了日の2ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定締結に関して意思表示がない場合は、期間終了の日の翌日から本協定を更新するものとし、以後同様とする。ただし、一般競争参加資格及び技術者等に変更が生じた場合は、基本協定締結説明書5. 応募資格の確認等に準じて提出するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 7 年 ○月 1 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

山口河川国道事務所長 田村 桂一

乙 株式会社○○コンサルタント

代表取締役 ○○ ○○

別図－1

